



厚生労働省  
長野労働局発表（3-73）  
令和3年12月24日

担 当	職業安定部	職業対策課
	課長	中沢 忠雄
	課長補佐	有坂 宗徳
	障害者雇用担当官	宮崎 千夏夫
	電話 026(226)0866	内線 2364

## 令和3年 長野県内の民間企業における 「障害者雇用状況」の集計結果 (令和3年6月1日現在)

### ～雇用障害者数・実雇用率ともに過去最高～

長野労働局（局長 おのでら きいち喜一）では、長野県内における令和3年6月1日現在の民間企業の障害者雇用状況を取りまとめましたので、公表します。

#### 【集計結果の主なポイント】

##### 【民間企業(法定雇用率 2.3%)】

- ① 対象企業（43.5人以上規模）数は1,778社で、前年比3.7%（63社）増加
- ② 雇用障害者数は7,264.5人で、前年比2.8%（196.0人）増加し、過去最高を更新
- ③ 実雇用率は2.29%となり、前年比0.04ポイント上昇し、過去最高を更新
- ④ 法定雇用率達成企業の割合は56.8%（1,010社）で、前年比2.0ポイント低下

##### 【今後の方針】

民間企業における雇用障害者数及び実雇用率ともに過去最高となり、長野県内の障害者雇用は着実に進展している。

しかしながら、対象企業数の4割を超える企業が法定雇用率未達成となっていることから、長野労働局及びハローワークでは、法定雇用率達成指導を継続して実施するなど、障害者の雇用促進に向けた取組みを強力的に推進することとしている。

# 障害者雇用状況取りまとめ結果の概要

令和3年6月1日現在

## ○ 概況 (第1表)

- ・ 2.3%の法定雇用率が適用される一般の民間企業(43.5人以上規模)1,778社(前年1,715社)において雇用されている障害者の数(カウント数)は7,264.5人で、前年より2.8%(196.0人)増加し、過去最高となった。
- ・ 実雇用率は、過去最高の2.29%(全国24位。前年は2.25%で全国26位)で全国平均2.20%を上回ったものの、法定雇用率を下回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は56.8%(1,010社)で、前年を2.0ポイント下回った(全国18位。前年は58.8%で全国18位)。

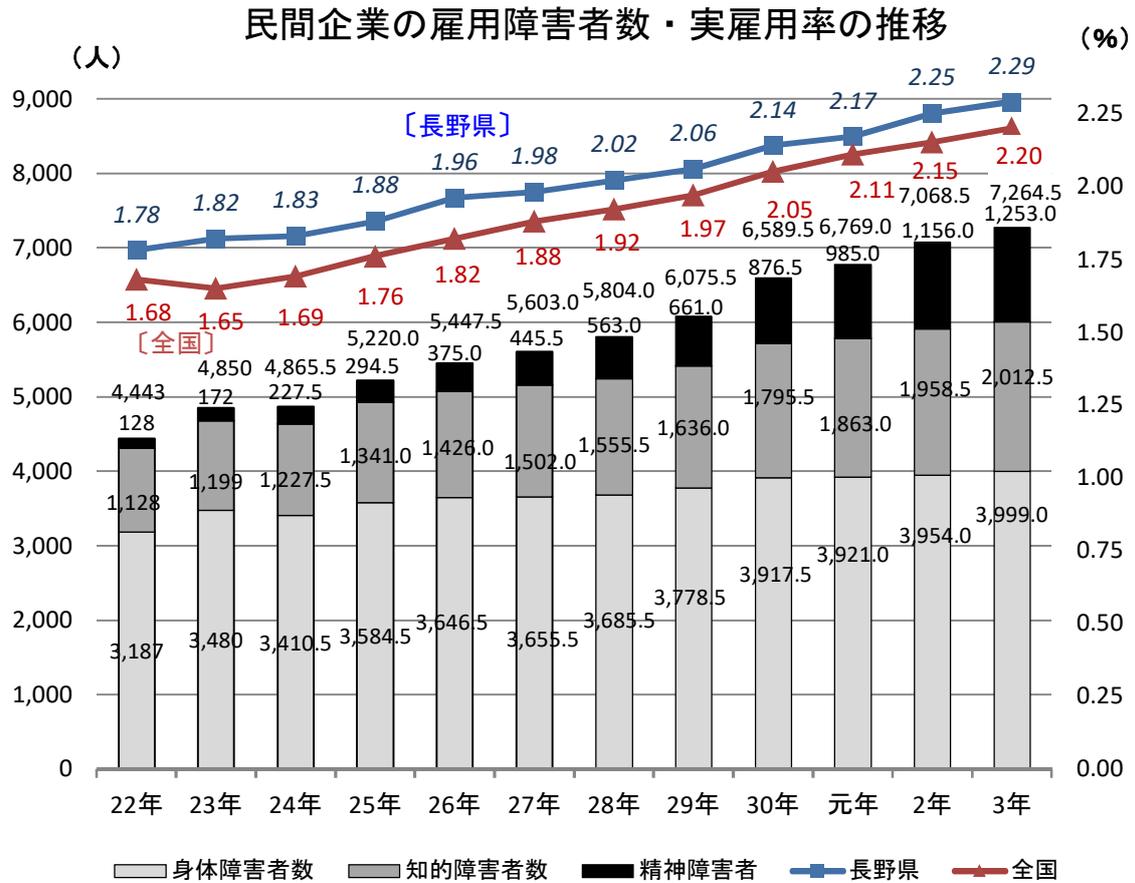
## ○ 企業規模別状況 (第2表)

- ・ 雇用障害者数は、今年から新たに報告対象となった「43.5人～45.5人未満規模企業」では42.5人であった。従来から報告対象であった企業規模で見ると「500人～1,000人未満規模企業」で1,011.0人(前年は1,133.0人)と前年より122人減少したが、他の企業規模では前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、今年から新たに報告対象となった「43.5人～45.5人未満規模企業」では1.91%であった。従来からの報告対象であった企業規模で見ると「500人～1,000人未満規模企業」で2.10%(前年2.13%)と前年より0.03ポイント低下したが、他の企業規模では前年を上回った。
- ・ 法定雇用率達成企業割合は、今年から新たに報告対象となった「43.5人～45.5人未満規模企業」では52.0%であった。従来から報告対象であった企業規模で見ると「100人～300人未満規模企業」で62.0%と前年を0.5ポイント上回ったが、他の企業規模では前年を下回った。

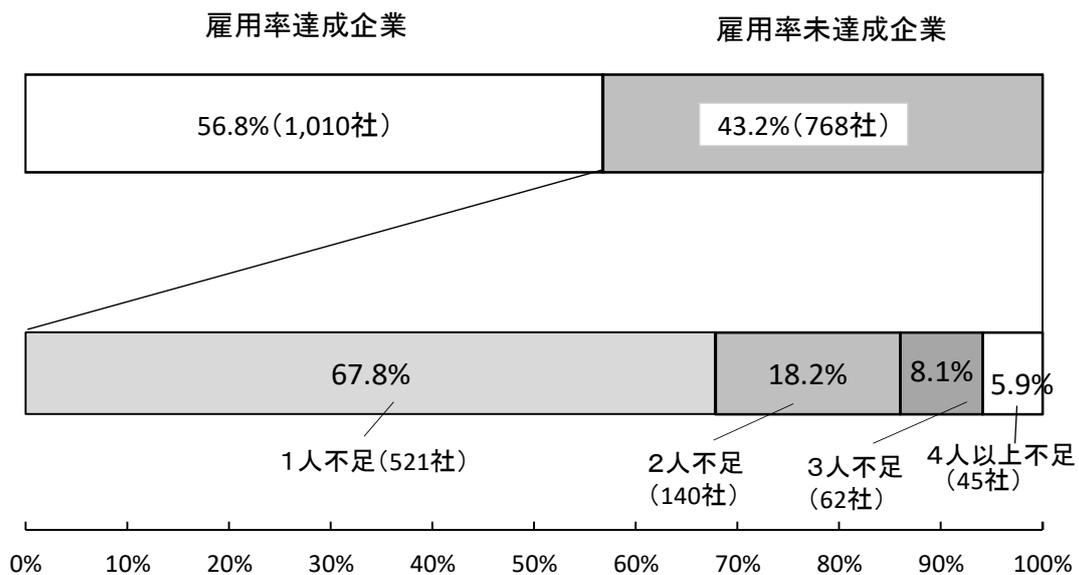
## ○ 産業別状況 (第3表)

- ・ 雇用障害者数は、「生活関連サービス・娯楽業」、「教育・学習支援業」、「医療・福祉」以外の全ての業種で前年よりも増加した。
- ・ 実雇用率は、「農林漁業」(5.20%)、「運輸業・郵便業」(2.45%)、「生活関連サービス・娯楽業」(3.33%)、「医療・福祉」(3.00%)、「サービス業」(2.53%)が法定雇用率を上回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業割合は、「運輸業・郵便業」(69.1%)、「医療・福祉」(66.8%)、「宿泊業・飲食サービス業」(61.2%)の順で6割を超えている。

# グラフで見る障害者の雇用状況



## 法定雇用率達成企業・未達成企業の割合



## 第1表 民間企業の雇用状況

令和3年6月1日現在  
( )内は前年

区 分	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)	
				長野県	全 国	長野県	全 国
一般の民間企業	1,778	317,094.5	7,264.5 [6,172]	2.29	2.20	56.8 【1,010】	47.0
	(1,715)	( 314,855.0 )	(7,068.5) [5,988]	(2.25)	(2.15)	(58.8) 【1,009】	(48.6)
前年比	3.7%	0.7%	2.8%	0.04	0.05	-2.0	-1.6

※[ ]内は実人員、【 】内は達成企業数

## 第2表 一般の民間企業の規模別雇用状況

令和3年6月1日現在  
( )内は前年

規 模	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	雇用障害者 全体に対する 割合	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)		雇入れ 不足数 (人)
					長野県	全 国	長野県	全 国	
43.5～45.5 人未満	50	2,219.5	42.5	0.6%	1.91	1.77	52.0	35.1	22.0
前年比	-	-	-	-	-	-	-	-	-
45.5～100 人未満	925	60,947.5	1,389.5	19.1%	2.28	1.81	55.8	45.7	425.0
前年比	(905)	( 59,704.0 )	(1,346.0)	(19.0%)	(2.25)	(1.74)	(58.5)	(45.9)	(383.5)
前年比	2.2%	2.1%	3.2%	0.1	0.03	0.07	-2.7	-0.2	10.8%
100～300 人未満	597	95,051.0	2,241.5	30.9%	2.36	2.02	62.0	50.6	403.0
前年比	(597)	( 94,317.5 )	(2,165.5)	(30.7%)	(2.30)	(1.99)	(61.5)	(52.4)	(391.5)
前年比	0.0%	0.8%	3.5%	0.2	0.06	0.03	0.5	-1.8	2.9%
300～500 人未満	104	37,951.5	816.5	11.2%	2.15	2.08	50.0	41.7	118.5
前年比	(107)	( 38,563.5 )	(793.0)	(11.2%)	(2.06)	(2.02)	(53.3)	(44.1)	(115.5)
前年比	-2.8%	-1.6%	3.0%	0.0	0.09	0.06	-3.3	-2.4	2.6%
500～1,000 人未満	73	48,127.0	1,011.0	13.9%	2.10	2.20	39.7	42.9	143.5
前年比	(80)	( 53,257.0 )	(1,133.0)	(16.0%)	(2.13)	(2.15)	(47.5)	(46.7)	(129.0)
前年比	-8.8%	-9.6%	-10.8%	-2.1	-0.03	0.05	-7.8	-3.8	11.2%
1,000人以上	29	72,798.0	1,763.5	24.3%	2.42	2.42	58.6	55.9	47.0
前年比	(26)	( 69,013.0 )	(1,631.0)	(23.1%)	(2.36)	(2.36)	(69.2)	(60.0)	(41.5)
前年比	11.5%	5.5%	8.1%	1.2	0.06	0.06	-10.6	-4.1	13.3%
計	1,778	317,094.5	7,264.5	100.0%	2.29	2.20	56.8	47.0	1159.0
前年比	(1,715)	( 314,855.0 )	( 7,068.5 )	(100.0%)	(2.25)	(2.15)	(58.8)	(48.6)	(1061.0)
前年比	3.7%	0.7%	2.8%		0.04	0.05	-2.0	-1.6	9.2%

第3表 一般の民間企業における産業別雇用状況

令和3年6月1日現在  
( )内は前年

産 業	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	雇用障害者数 に占める割合	1社当り 雇用数	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)		雇入れ 不足数(人)
						長野県	全 国	長野県	全 国	
農 林 漁 業	14	1,097.0	57.0	0.8%	4.1	5.20	2.34	57.1	56.6	6.0
	(10)	(840.5)	(15.5)	(0.2%)	(1.6)	1.84	(2.33)	(60.0)	(58.0)	(4.0)
前 年 比	40.0%	30.5%	267.7%	0.6	2.5	3.36	0.01	-2.9	-1.4	2.0
建 設 業	81	8,800.0	153.0	2.1%	1.9	1.74	1.97	51.9	47.4	57.5
	(79)	( 8,587.0 )	(152.0)	(2.2%)	(1.9)	(1.77)	(1.93)	(57.0)	(48.3)	(45.5)
前 年 比	2.5%	2.5%	0.7%	-0.1	0.0	-0.03	0.04	-5.1	-0.9	12.0
製 造 業	681	133,678.0	2,935.5	40.4%	4.3	2.20	2.22	58.6	53.6	419.0
	(663)	(134,313.0)	(2,888.0)	(40.9%)	(4.4)	(2.15)	(2.16)	(59.0)	(55.0)	(406.5)
前 年 比	2.7%	-0.5%	1.6%	-0.5	-0.1	0.05	0.06	-0.4	-1.4	12.5
情 報 通 信 業	48	7,230.5	112.0	1.5%	2.3	1.55	1.80	41.7	26.3	40.0
	(44)	( 6,974.5 )	(109.0)	(1.5%)	(2.5)	(1.56)	(1.77)	(43.2)	(27.6)	(34.0)
前 年 比	9.1%	3.7%	2.8%	0.0	-0.2	-0.01	0.03	-1.5	-1.3	6.0
運 輸 業・ 郵 便 業	81	10,692.5	262.0	3.6%	3.2	2.45	2.27	69.1	53.2	35.0
	(83)	(10,645.0)	(244.5)	(3.5%)	(2.9)	(2.30)	(2.23)	(67.5)	(54.6)	(39.0)
前 年 比	-2.4%	0.4%	7.2%	0.1	0.3	0.15	0.04	1.6	-1.4	-4.0
卸 売 ・ 小 売 業	222	43,137.0	880.5	12.1%	4.0	2.04	2.04	51.4	37.1	176.5
	(222)	( 44,475.5 )	(856.5)	(12.1%)	(3.9)	(1.93)	(2.00)	(51.8)	(38.8)	(179.5)
前 年 比	0.0%	-3.0%	2.8%	0.0	0.1	0.11	0.04	-0.4	-1.7	-3.0
金 融 ・ 保 険 業	19	9,636.0	182.0	2.5%	9.6	1.89	2.20	26.3	38.9	40.5
	(19)	( 9,774.0 )	(173.5)	(2.5%)	(9.1)	(1.78)	(2.15)	(36.8)	(41.0)	(35.5)
前 年 比	0.0%	-1.4%	4.9%	0.0	0.5	0.11	0.05	-10.5	-2.1	5.0
不 動 産 業 ・ 物 品 質 貸 業	28	3,054.0	37.0	0.5%	1.3	1.21	1.86	32.1	31.9	25.0
	(24)	( 2,714.0 )	( 30.0 )	(0.4%)	(1.3)	(1.11)	(1.81)	(29.2)	(34.3)	(23.0)
前 年 比	16.7%	12.5%	23.3%	0.1	0.0	0.10	0.05	2.9	-2.4	2.0
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	26	2,892.0	32.0	0.4%	1.2	1.11	2.08	30.8	33.2	26.0
	(22)	( 2,529.0 )	(30.0)	(0.4%)	(1.4)	(1.19)	(2.00)	(31.8)	(34.2)	(20.0)
前 年 比	18.2%	14.4%	6.7%	0.0	-0.2	-0.08	0.08	-1.0	-1.0	6.0
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	49	13,296.5	303.5	4.2%	6.2	2.28	2.14	61.2	46.1	23.5
	(49)	(13,712.0)	(288.0)	(4.1%)	(5.9)	(2.10)	(2.11)	(55.1)	(46.9)	(32.0)
前 年 比	0.0%	-3.0%	5.4%	0.1	0.3	0.18	0.03	6.1	-0.8	-8.5
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	52	5,878.0	195.5	2.7%	3.8	3.33	2.34	51.9	41.5	36.0
	(50)	( 5,882.5 )	(207.0)	(2.9%)	(4.1)	(3.52)	(2.33)	(62.0)	(42.5)	(25.5)
前 年 比	4.0%	-0.1%	-5.6%	-0.2	-0.3	-0.19	0.01	-10.1	-1.0	10.5
教 育 ・ 学 習 支 援 業	25	2,759.0	41.0	0.6%	1.6	1.49	1.75	36.0	36.0	20.0
	(24)	( 2,666.0 )	(42.0)	(0.6%)	(1.8)	(1.58)	(1.71)	(45.8)	(38.3)	(16.5)
前 年 比	4.2%	3.5%	-2.4%	0.0	-0.2	-0.09	0.04	-9.8	-2.3	3.5
医 療 ・ 福 祉	295	48,827.5	1,466.5	20.2%	5.0	3.00	2.85	66.8	59.4	129.0
	(282)	( 47,856.5 )	(1,471.0)	(20.8%)	(5.2)	(3.07)	(2.78)	(71.3)	(62.1)	(103.5)
前 年 比	4.6%	2.0%	-0.3%	-0.6	-0.2	-0.07	0.07	-4.5	-2.7	25.5
複 合 サ ー ビ ス 事 業	19	9,184.0	183.5	2.5%	9.7	2.00	2.08	36.8	40.9	32.5
	(21)	( 9,642.5 )	(181.0)	(2.6%)	(8.6)	(1.88)	(2.05)	(38.1)	(43.7)	(35.0)
前 年 比	-9.5%	-4.8%	1.4%	-0.1	1.1	0.12	0.03	-1.3	-2.8	-2.5
サ ー ビ ス 業	130	16,256.0	412.0	5.7%	3.2	2.53	2.16	57.7	45.7	88.5
	(116)	(13,679.0)	(371.0)	(5.2%)	(3.2)	(2.71)	(2.10)	(64.7)	(46.4)	(57.5)
前 年 比	12.1%	18.8%	11.1%	0.5	0.0	-0.18	0.06	-7.0	-0.7	31.0
そ の 他	8	676.5	11.5	0.2%	1.4	1.70	2.32	50.0	46.4	4.0
	(7)	( 564.0 )	(9.5)	(0.1%)	(1.4)	(1.68)	(2.29)	(42.9)	(49.4)	(4.0)
前 年 比	14.3%	19.9%	21.1%	0.1	0.0	0.02	0.03	7.1	-3.0	0.0
計	1,778	317,094.5	7,264.5	100.0%	4.1	2.29	2.20	56.8	47.0	1,159.0
	(1,715)	( 314,855.0 )	(7,068.5)	(100.0%)	(4.1)	(2.25)	(2.15)	(58.8)	(48.6)	(1,061.0)
前 年 比	3.7%	0.7%	2.8%	0.0	0.0	0.04	0.05	-2.0	-1.6	9.2% (98)

※ 産業分類のうち「複合サービス事業」は郵便局及び農林水産業協同組合、事業協同組合が該当します。  
※ 産業区分のうち「その他」は、(鉱業)及び(電気・ガス・熱供給・水道業)の産業を取りまとめています。

## 都道府県別の実雇用率等の状況（令和3年 障害者雇用状況報告）

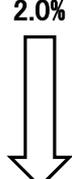
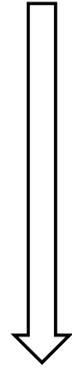
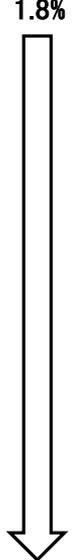
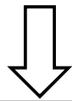
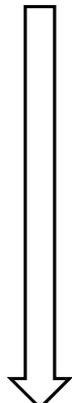
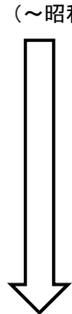
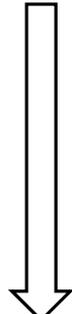
注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所）が所在する都道府県において、集計したものである。

順位	都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	都道府県名	法定雇用率達成企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
	全国	2.20	0.05	全国	47.0	△1.6	50,306	／ 106,924
1	奈良県	2.88	0.05	島根県	68.0	0.0	420	／ 618
2	沖縄県	2.86	0.12	佐賀県	65.0	△3.9	414	／ 637
3	佐賀県	2.70	0.05	宮崎県	61.9	△1.7	553	／ 893
4	島根県	2.67	0.08	鹿児島県	61.6	△0.4	816	／ 1,325
5	長崎県	2.64	0.03	奈良県	61.5	△1.0	433	／ 704
6	山口県	2.60	△0.01	高知県	61.2	△1.5	338	／ 552
7	大分県	2.59	0.04	大分県	61.2	0.4	551	／ 900
8	高知県	2.55	0.15	和歌山県	61.1	△0.5	395	／ 646
9	鹿児島県	2.54	0.10	沖縄県	60.9	△1.3	660	／ 1,084
10	岡山県	2.54	0.10	徳島県	60.2	△2.5	325	／ 540
11	福井県	2.53	0.09	鳥取県	60.1	△2.9	292	／ 486
12	和歌山県	2.49	△0.04	長崎県	59.9	△2.8	627	／ 1,046
13	宮崎県	2.47	△0.05	秋田県	59.7	△4.1	494	／ 827
14	石川県	2.45	0.10	岩手県	58.8	1.8	627	／ 1,066
15	鳥取県	2.43	0.06	福井県	57.6	△1.3	441	／ 765
16	熊本県	2.41	0.06	山梨県	57.3	1.1	377	／ 658
17	北海道	2.37	0.02	三重県	56.9	△2.1	723	／ 1,271
18	岩手県	2.37	0.09	<b>長野県</b>	<b>56.8</b>	<b>△2.0</b>	<b>1,010</b>	<b>／ 1,778</b>
19	青森県	2.36	0.06	新潟県	56.6	△2.4	1,152	／ 2,036
20	三重県	2.36	0.08	熊本県	56.5	△2.3	749	／ 1,325
21	滋賀県	2.33	0.04	山口県	56.3	△2.3	549	／ 976
22	埼玉県	2.32	0.02	群馬県	55.1	△1.5	922	／ 1,672
23	広島県	2.30	0.05	岐阜県	54.8	0.3	919	／ 1,677
24	<b>長野県</b>	<b>2.29</b>	<b>0.04</b>	香川県	54.6	△1.1	481	／ 881
25	愛媛県	2.29	0.00	栃木県	54.4	△3.0	743	／ 1,366
26	京都府	2.28	0.04	富山県	54.1	△2.8	592	／ 1,095
27	静岡県	2.28	0.09	滋賀県	54.0	△2.2	501	／ 927
28	栃木県	2.26	0.08	青森県	53.6	△0.5	559	／ 1,042
29	徳島県	2.26	0.04	石川県	53.4	△3.0	613	／ 1,147
30	兵庫県	2.25	0.04	福島県	53.0	△2.7	798	／ 1,507
31	岐阜県	2.25	0.08	静岡県	51.9	△0.4	1,636	／ 3,152
32	福岡県	2.21	0.03	岡山県	51.1	△2.5	798	／ 1,563
33	大阪府	2.21	0.09	京都府	50.9	△2.2	1,005	／ 1,974
34	秋田県	2.21	△0.04	宮城県	50.7	△0.7	808	／ 1,593
35	宮城県	2.21	0.04	山形県	50.5	△3.1	496	／ 982
36	新潟県	2.20	0.03	北海道	50.1	△0.8	1,950	／ 3,889
37	群馬県	2.19	0.03	福岡県	49.9	△2.9	2,056	／ 4,118
38	富山県	2.18	0.05	兵庫県	49.5	△1.4	1,784	／ 3,603
39	茨城県	2.17	△0.02	茨城県	49.3	△2.8	839	／ 1,701
40	神奈川県	2.16	0.03	千葉県	49.0	△2.9	1,375	／ 2,804
41	山梨県	2.16	0.11	愛媛県	48.9	△3.9	534	／ 1,091
42	千葉県	2.15	0.03	広島県	48.0	△1.0	1,170	／ 2,437
43	福島県	2.14	△0.02	埼玉県	47.8	△1.7	1,743	／ 3,647
44	愛知県	2.14	0.06	愛知県	46.5	△0.7	3,116	／ 6,695
45	香川県	2.14	0.06	神奈川県	44.6	△2.8	2,234	／ 5,010
46	山形県	2.11	0.00	大阪府	43.0	△0.8	3,711	／ 8,633
47	東京都	2.09	0.05	東京都	30.9	△1.6	6,977	／ 22,585

民間企業における障害者実雇用率の推移(各年6月1日現在)

長野労働局

年	実雇用率		達成企業割合		法定雇用率	雇用率対象障害者	備考
	長野	全国	長野	全国			
昭和54	1.53	1.12	63.7	52.0	1.5%	・身体障害者のみ (重度身体障害者はダブルカウント) (～昭和62年まで)	昭和51年「身体障害者の雇用の促進に関する法律(昭和35年制定)」において、企業における障害者雇用が「雇用努力義務」から「義務雇用制度」に改正
55	1.53	1.13	62.6	51.6			
56	1.55	1.18	63.6	53.4			
57	1.59	1.22	63.5	53.8			
58	1.56	1.23	63.0	53.5			
59	1.57	1.25	64.7	53.6			
60	1.57	1.26	66.1	53.5			
61	1.51	1.26	65.8	53.8			
62	1.48	1.25	62.3	53.0			
63	1.59	1.31	60.2	51.5			
平成元	1.63	1.32	59.7	51.6			
2	1.64	1.32	60.5	52.2			
3	1.65	1.32	61.6	51.8			
4	1.67	1.36	60.2	51.9			
5	1.72	1.41	60.8	51.4			
6	1.73	1.44	61.3	50.4			
7	1.72	1.45	60.1	50.6			
8	1.74	1.47	60.0	50.5			
9	1.75	1.47	61.4	50.2			
10	1.75	1.48	60.8	50.1			
11	1.70	1.49	54.8	44.7			
12	1.73	1.49	55.1	44.3			
13	1.74	1.49	55.5	43.7			
14	1.69	1.47	54.0	42.5			
15	1.67	1.48	51.8	42.5			
16	1.61	1.46	50.6	41.7			
17	1.62	1.49	51.6	42.1			
18	1.67	1.52	53.0	43.4			
19	1.68	1.55	53.3	43.8			
20	1.69	1.59	56.7	44.9			
21	1.72	1.63	54.9	45.5			
22	1.78	1.68	56.9	47.0			
23	1.82	1.65	57.0	45.3			
24	1.83	1.69	60.9	46.8			
25	1.88	1.76	53.5	42.7			
26	1.96	1.82	57.2	44.7			
27	1.98	1.88	59.5	47.2			
28	2.02	1.92	60.2	48.8			
29	2.06	1.97	60.9	50.0			
30	2.14	2.05	56.5	45.9			
令和元	2.17	2.11	58.1	48.0			
2	2.25	2.15	58.8	48.6			
3	2.29	2.20	56.8	47.0			



除外率一律10%ポイント削減(平成16年4月～)

・除外率一律10%ポイント削減(平成22年7月～)  
 ・雇用率制度に短時間労働者(週の所定労働時間20時間以上30時間未満)を算入(平成22年7月～)

・身体障害者  
 (重度身体障害者はダブルカウント)  
 ・知的障害者  
 (昭和63年～平成4年まで)

・身体障害者  
 (重度身体障害者はダブルカウント)  
 ・知的障害者  
 (重度知的障害者はダブルカウント)  
 ・重度身体障害者である短時間労働者  
 ・重度知的障害者である短時間労働者  
 (平成5年～平成17年まで)

・身体障害者 (重度はダブルカウント)  
 ・知的障害者 (重度はダブルカウント)  
 ・精神障害者  
 ・重度身体障害者である短時間労働者  
 ・重度知的障害者である短時間労働者  
 ・精神障害者である短時間労働者  
 (0.5カウント)  
 (平成18年～平成22年まで)

・身体障害者(重度はダブルカウント)  
 ・知的障害者(重度はダブルカウント)  
 ・精神障害者  
 ・重度身体障害者である短時間労働者  
 ・重度知的障害者である短時間労働者  
 ・精神障害者である短時間(0.5カウント)  
 ・身体障害者である短時間(0.5カウント)  
 ・知的障害者である短時間(0.5カウント)  
 (平成23年～)

※平成30年より精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。  
 ①通報年の3年前の年に属する6月2日以前に採用された者であること。  
 ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
  - 一般の民間企業 …………… 2. 3 %  
(43.5人以上規模の企業)
  - 特殊法人等 …………… 2. 6 %  
〔労働者数38.5人以上規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 6 %  
(38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 5 %  
(40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること